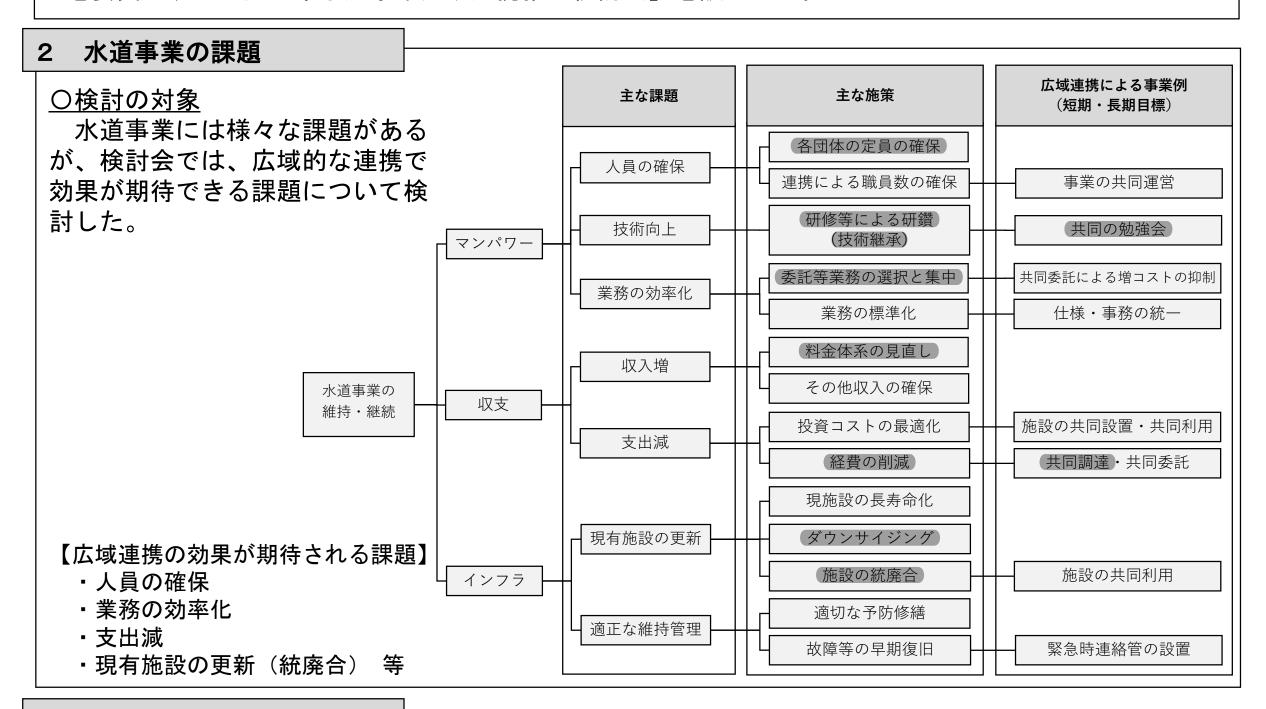
水道事業広域連携の検討について (報告書概要版)

1 検討の経緯

- 〇人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資費用の増大により、水道事業の経営環境は厳しさを増している。
- 〇総務省から、継続的な事業経営のためには広域的な連携強化が有効な方法の一つであるとして、各都 道府県に対し、市町村等の水道事業の広域連携に係る検討体制を構築することが要請された。
- 〇これを受け、岡山県では、平成28年度に岡山県及び県内全ての市町村及び企業団によって、担当課長 を委員とする「岡山県水道事業広域連携推進検討会」を設立した。



3 検討の結果(今後の取組)

1 短期的な取組

(1) 共同調達

- ・倉敷市を中心とする県南西部会の参加希望団体で、事務の集約化を目指し、浄水場等で使用する 薬品及び各戸に配布する水道メーターの共同調達について検討しており、平成31年度中の協定締 結を目指す。
- 県南東部会でも、スケールメリットによるコスト削減を目指して薬品の共同調達について検討中。

2 長期的な取組

- (1) 共同委託
 - ・県南東部会及び北部会において、人材不足への対応やサービスの向上を目指して料金収納等の事務の共同委託について検討しているが、職員による直営の場合と比べるとコストが増加する等の課題が残るため、より効果的な手法の検討を継続する。
- (2) 施設の共同利用
 - 井笠地域の市町及び西南水道企業団で、配水池など水道施設の更新費用の抑制等を目指して施設の共同利用について検討を行っており、モデル地区を選定する。

4 今後の検討

〇水道法に基づき検討を継続

水道事業の広域連携は、将来を見据えた検討を要するものであることから、改正水道法に基づき、平成31年度以降も引き続き検討体制を維持し検討を進める。